

(各教育事務所長経由)

3教健第466号

令和3年9月9日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について (依頼)

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「まん延防止等重点措置」及び「福島県非常事態宣言」が令和3年9月30日(木)まで延長されることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、県北地区、県南地区(郡山市、須賀川市、鏡石町、三春町のみ)、いわき地区及び広野町の県立学校については“レベル3”、それ以外の地区については“レベル2”の対応としていましたが、これを同日まで継続することを各県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

* 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)



3教健第466号

令和3年9月9日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり「まん延防止等重点措置」及び「福島県非常事態宣言」が令和3年9月30日（木）まで延長されることが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を、県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町、三春町のみ）、いわき地区及び広野町の県立学校については“レベル3”、それ以外の地区については“レベル2”の対応としていましたが、これを同日まで継続することとします。

依然として県内の感染状況は予断を許さない状態であることを踏まえ、学校における感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」P18

記

- 1 対象期間 令和3年9月30日（木）まで
- 2 まん延防止等重点措置地域に関する対応

県北地区、県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町、三春町のみ）、いわき地区及び広野町の県立学校については、令和3年8月18日付け3教高第746号（いわき市まん延防止）及び令和3年8月20日付け第767号（郡山市まん延防止）並びに令和3年8月23日付け第775号（福島市まん延防止）の対応を継続すること。

- 3 上記以外の地区における対応

令和3年8月27日付け3教健第433号の対応を継続すること。

（事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769）
（ 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779）
（ 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777）

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言 延長

(令和3年8月8日～9月30日)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ～9月30日(木)	令和3年 8月23日(月) ～9月30日(木)	令和3年 8月26日(木) ～9月30日(木)	令和3年8月8日(日) ～9月30日(木)
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年9月9日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (重点区域) ・ その他の 地域	<p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出は自粛してください。 ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。 ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。 ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの密を徹底的に避けてください。 ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。 ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>

飲食店等の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 郡山市 福島市 (特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)	<p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。</p> <p>○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。</p> <p>○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円~(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時~17時)</p> <p>◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/</p>
その他の地域 (特措法第24条第9項に基づく要請)	<p>○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。(酒類の提供は、午前11時~午後7時)</p> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)</p> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円~(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分~17時30分)</p>
全地域	<p>上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。</p> <p>■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分~17時30分)</p>

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

	内 容
<p style="text-align: center;">いわき市 郡山市 福島市</p> <p style="font-size: small;">(特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)</p>	<p style="font-size: x-small;">(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。</p> <p style="font-size: x-small;">・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など</p> <p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで)</p>
	<p>【対象】 詳細は次ページのとおり</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)</p>
	<p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。 ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。 ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。 ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。 ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設(1,000㎡超の施設)	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設(1,000㎡超の施設)	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等(集会の用に供する部分に限る)
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドライン**を遵守し、**感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○**職場内の感染防止対策**を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、**人と人の接触機会の低減**にご協力ください。

※できる限り、「**出勤者数の7割削減**」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、**外出機会の低減**にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)